

千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 ○千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例施行規則（平成二十七年千葉県規則第一号）

改正後

（取引担当者の確認）

第九条 条例第五条第一項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- 一 取引担当者（条例第五条第一項第一号に規定する取引担当者をいう。以下同じ。）から、その住所、氏名、職業及び生年月日の申出を受けるとともに、その身分証明書、運転免許証その他の取引担当者の身元を確かめるに足りる資料の提示を受けること。

二～七（略）

八 取引担当者からその住所、氏名、職業及び生年月日の申出を受けるとともにその身分証明書、運転免許証その他の取引担当者の身元を確かめるに足りる資料の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該資料の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該資料の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該原動機の代金を支払うことと約すること（当該原動機に係る条例第六条の記録とともに当該資料の写しを保存する場合に限る。）。

2 九（略）

改正前

（取引担当者の確認）

第九条 条例第五条第一項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- 一 取引担当者（条例第五条第一項第一号に規定する取引担当者をいう。以下同じ。）から、その住所、氏名、職業及び生年月日の申出を受けるとともに、その身分証明書、運転免許証、**国民健康保険被保険者証**その他の取引担当者の身元を確かめるに足りる資料の提示を受けること。

二～七（略）

八 取引担当者からその住所、氏名、職業及び生年月日の申出を受けるとともにその身分証明書、運転免許証、**国民健康保険被保険者証**その他の取引担当者の身元を確かめるに足りる資料の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該資料の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該資料の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該原動機の代金を支払うことと約すること（当該原動機に係る条例第六条の記録とともに当該資料の写しを保存する場合に限る。）。

2 九（略）